主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人広田稔の上告趣意は,違憲をいう点を含め,実質は単なる法令違反,事実 誤認の主張であって,刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、被告人は、その権限がないのに、A株式会社臨時株主総会議事録及び同社 取締役会議事録をそれぞれ議長取締役と表示して作成し、さらに、株式会社変更登 記申請書をA株式会社代表取締役と表示して作成しており、このような場合、各文 書の作成名義人は、A株式会社臨時株主総会、同社取締役会、あるいは同社と解す るのが相当であるから(最高裁昭和44年(あ)第1421号同45年9月4日第 二小法廷決定・刑集24巻10号1319頁参照)、これと異なり、同社取締役、 あるいは同社代表取締役Bを作成名義人とした第1審判決及びこれを是認した原判 決は、法令の解釈適用を誤ったものであるが、本件各文書の作成が刑法159条1 項に該当することには変わりがないから、上記違法は判決に影響を及ぼさない。

よって,刑訴法414条,386条1項3号により,裁判官全員一致の意見で, 主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 滝井繁男 裁判官 福田 博 裁判官 北川弘治 裁判官 梶谷 玄 裁判官 津野 修)